

青野博之先生のご退職に際して

法曹養成専攻主任 土居俊平

駒澤法曹 21 号は、青野博之先生（現本学名誉教授）、日笠完治先生（現本学名誉教授）のこれまでのご業績を讃え、退職記念号として発刊致します。私は、青野先生と同じく民法を専門分野する研究者教員ですので、青野先生のご退職に際して、慣例に従い、青野先生の御略歴、研究者・教育者・大学人としての御功績等について紹介します。

青野博之先生は 1954 年生・大阪府ご出身、神戸大学法学部（特に、民商法において輝かしい伝統と歴史があることで著名）にて民法・不法行為法の権威である西原道雄教授の指導を受けられ、同大学院にて研究生活を本格的にスタートさせます。そして、同大学院法学研究科博士後期課程を経て、1982 年 4 月・28 歳の若さで本学法学部に専任教員として採用され（教員公募による採用）42 年間に本学での研究・教育・大学行政、更には、社会貢献等に尽力され現在に至ります。先生の学問の出発点は関西の大学ですが、関西の民法研究者の多くは末川民法研究会（著名な民法学者である末川博先生が戦前に創設したインターカレッジな研究会：入会にあたり出身大学を問わず、伝統的に自由闊達かつ開放的）の会員であることが多いのですが、先生も私も同研究会の会員です。私が院生の頃、不法行為を専門にしていた時期があり、不法行為の論文やドイツ法関係の著書を通して先生のご令名を存じておりましたが、残念ながら面識はありませんでした。

私が、青野博之先生とはじめてお会いしたのは、本学法科大学院の民法教員公募に応じ、面接・模擬講義で法科大学院棟に来たときでした。講師控室で指定時間が来るのを待っていたところ、お茶を出し、さりげなく雑談をして下さった親切な先生がおられたのです。一気に緊張感が軽減されたことを思い出します。お茶を出し雑談をして下さったのは青野先生でした。その後、幸運にも本学に採用され（採用時の研究科長：對馬直紀教授、専攻主任：松本英俊教授）、青野先生と同じく本学法科大学院における民法担当の研究者教員となれたのは大変光栄なことでした。それは、青野先生が偉大な先生だったからです。その理由につき、研究面、教育面、大学行政面の 3 点から申し上げます。

第一、先生はいかに多忙であっても研究を継続され論文を公にし続けたことです。その証左に「駒澤法曹」創刊号から在職最後の 20 号に至るまで欠かすことなく論説を投稿されているという動かし難い事実があります。そして、先生が公にした著書・論文等は 100 を軽く超えます（不法行為を出発点としつつ、近年では契約法にも関心をお持ちです）。青野先生は民法研究者として目標に

するべき偉大な存在です。また、学会・研究会等で私が駒澤大学法科大学院の民法担当教員であることが分かると、他大学の先生方はほぼ例外なく青野先生のことを話題にされます。まさに駒澤民法＝青野先生、という事実をあらゆる局面で実感しました。青野先生は、本学を象徴する偉大な民法学者です。第二、先生は、優れた教育者でもありました。先生は「学生諸君に対して誠実であるべきだ」との理念に基づき、誠実を旨として学生教育に当たられておられました。その証左に、御担当の「民法発展演習」を御退職後において履修したい、という学生諸君からの複数回にわたる相談・要望がありました。法科大学院の学生募集停止（後述）という非常事態であることに加えてこのような強い学生諸君の要望をふまえ、業務委託という形で学生指導をお願いした経緯があります。その他、先生を慕う学生がおり、その学生の要望に応じて、自主ゼミの形式で学生指導に当たっておられることには頭が下がります。第三、先生は大学行政面でも尽力された点です。先生は初代の法曹養成研究科長として法科大学院開学当初の様々な難題に直面し、誠意をもって取り組んでこられました。その後も断続的に研究科長や専攻主任という執行部の仕事をこなされ、退職年度の2023年度を含む、2021年度から2023年度まで先生は法曹養成研究科長に選任され最後まで任務をまっとうされました。この間、2021年度後期には、大学当局（山本健善理事長・各務洋子学長〔当時〕）による学生募集停止問題という本研究科の存亡を左右する重大事が起こり、これに対し先生は法科大学院を代表する立場として最後まで法科大学院存続の可能性を模索・奮闘されました。とりわけ、法科大学院改革によりこれから成果がでることが確実だったこと（例：①最後の入学生である2022年4月入学の学生は募集停止がなければ定員充足の見込、②2024年司法試験では初の法科大学院在学中の合格者〔本学法学部卒業〕を輩出等）及び教授会構成員の大半がこの時期での募集停止に疑義を提起する中で大学の当局による拙速ともいえる募集停止決定に関して、先生は相当に苦しんでおられたようでした。募集停止決定後には教員移籍問題をはじめとする多岐にわたる難題を解決すべく最大限の尽力をされました。私は、先生の在職最終年度となる2023年度において（先生から）法曹養成専攻の専攻主任に指名され、尊敬する偉大な先生と共に1年間執行部の仕事を共にするという大変ですが光栄な経験をしました。その際、先生は、通常の執行部業務に加え、募集停止に伴う想定外の様々な難題につき、どうすれば問題解決に資するのかという点で迅速かつ適切に対処されました。また、結論ありきで物事を進めていくのではなく、構成員全員の合意を可能な限り模索される等、研究者らしい研究科の民主的な運営に尽力されました。

かくして、研究・教育・大学行政にご尽力された先生をこの時期に失うのはあまりにも大きな痛手で、先生の抜けた穴をいかに埋めていくのが課題です。

先生のご健康と更なるご研究の進展をお祈り申し上げます。